

令和5年4月1日施行

南砺市

子どもの権利条例



南砺市は、国際条約「子どもの権利条約」の基本理念に基づき、子どもの持つ権利を保障し、「子どもも大人もともに幸せに暮らせる南砺市」を目指した総合的なまちづくりを推進するため「南砺市子どもの権利条例」を制定しました。

条例に込められた思い

この条例には、すべての子どものすこやかな育ちと幸せへの願いが込められています。

その実現には、子どもを支え、育てる大人もまた幸せであることが求められます。

南砺市子どもの権利条例は、子どもも大人も一人の人間として尊重され、すべての子どもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる南砺市を目指すための羅針盤となります。

子どもの権利は大きく4つ

子どもの権利ってなあに？

「権利」とは、人が人として生きるために認められ、守られるものです。子どもにも大人にも権利があります。「子どもの権利」は、すべての子どもが毎日を安心して過ごし、すこやかに自分らしく育ち、未来に向けて成長していくためにとても大切なものです。



生きる権利



イーキル

命を守られ、心と体を大切にされること

- 家族や友達と楽しい時間をすごすこと
- 安心して暮らすこと
- どんな差別も受けないこと
- 一人の人間として存在を認められること

育つ権利



ソダッツ

もって生まれた力を十分に伸ばして成長できること

- 遊んだり、休んだり、学んだりできること
- 必要な医療や療育を受けること
- 夢に向かってチャレンジすること

守られる権利



マモール

暴力やいじめ、大切なものを奪われたり、有害なことから守られること

- 心と体が傷つけられないよう守られること
- 困っていることや悩みがあるときは、相談ができること
- プライバシーや誇りが守られること

参加する権利



サンカック

自由に意見を表したり、仲間をつくったりできること

- 自分の思いや考えをもつこと、聴いてもらうこと
- 自分に関わることに意見を言うこと
- 必要な情報や考えを知ること
- 多様な社会的活動に参加すること

大人の関わり

子どもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。子どもが安心できる環境と、様々な経験ができる機会をつくることは、大人の大切な役割です。子どもの思いを尊重しながら、年齢や成長に応じて適切な配慮や支援を行うことで、子どもの育ちを支えます。

信頼される大人であるために

- 子どもの思いを受け止め、一緒に考える
- 大人としての意見と責任を持ち、ダメなことはダメと伝える
- 誠実に生きる姿を見せる

理由も
伝えよう



心と体が安心できる環境を

- 衣・食・住の環境を整える
- 子どもの心が安心できる環境をつくる
- 子どもの心に寄り添い、すこやかな成長を見守る



心と体を育む

- 子どものがんばりを認める
- 感謝の気持ちを伝える
- 子どもの様々な個性や考え方を認め、可能性を引き出す



子どもを傷つけない

- 子どもの心や体を傷つけない
- 子どものSOSに気づいたときに、手を差し伸べる

× 暴力
× 無視



子どもの参加の機会を増やす

- 子どもに関するることは、子どもの意見を聞く
- 子どもの「やってみたい」を否定せず、できることを考える
- 子どもに情報提供をして、参加できる機会を増やす



南砺市子どもの権利条例(抜粋)

子どもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。子どもは、愛され、権利を保障されることで、豊かな子ども時代を過ごすことができます。子どもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。子どもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

子どもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、子どもが安心できる環境と、様々な経験ができる機会をつくり支援します。大人は、子どもの思いを尊重し、子どもの意見に耳を傾け、子どもに対して一方的な考え方を押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、子どもも大人も一人の人間として尊重され、すべての子どもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。子どもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約(平成6年条例第2号)。以下「子どもの権利条約」といいます。)と日本国憲法や子ども基本法(令和4年法律第77号)の理念に基づき、子どもの心身の発達と幸福感の増進を図るために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約と日本国憲法や子ども基本法に基づき、子どもの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「子どもの最善の利益」とは、どのような場面でも子どもの意見を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 子どもと権利

(子どもが持つ権利)

第3条 子どもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を主に持ります。

(生きること)

第4条 子どもは、命を守られ、心と体を大切にされます。

2 子どもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

3 子どもは、人種、国籍、出身、言語、性、個性、意見、宗教、障がい、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。

(育つこと)

第5条 子どもは、一人一人の人格を尊重され、子どもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。

2 子どもは、持って生まれた力を發揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活することができます。

3 子どもは、興味関心を広げ、遊んだり、休んだり、学んだりしながら育つことができます。

4 子どもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 子どもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。

2 子どもは、心と体が傷つけられないよう守られます。

3 子どもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 子どもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。

2 子どもは、適切な情報や考えを知ることができます。

3 子どもは、仲間をつくることができます。

4 子どもは、多様な社会的活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、子どもを一人の人間として尊重し、その考え方を受け止め、話を聴き、共に考え、関わり続けます。

2 大人は、子どもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、子どもの最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育することもに対して責任があります。

2 保護者は、子どもに关心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。

3 保護者は、子どもの生活の場が、安心して眠り、食べることができます、かつ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。

4 保護者は、必要な支援を受けることができます。

(子どもの保育、教育、療育に関わる大人の役割)

第10条 子どもの保育、教育、療育に関わる大人は特に、その行動が子どもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、子どもに関わります。

2 子どもの保育、教育、療育に関わる大人は、子どもの心に目を向け、子どもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(子どもに関わる地域団体の役割)

第11条 子どもに関わる地域団体(以下「地域団体」といいます。)は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。

2 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。

第4章 子どもにやさしい環境づくり

(施策の推進)

第12条 市は、子どもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。

2 市は、子どもが権利の主体として尊重されることを認識し、子どもが意見や考え方を表明することができ、かつ、その意見や考え方や思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。

3 市は、子どもに関わる大人と地域団体を支援します。

(日常の環境)

第13条 市民と市は、子どもの命を守ることができます、かつ、子どものすこやかな成長に配慮した環境を整えます。

2 市民と市は、子どもが主体的に行動し、成長することができます。

3 市民と市は、子どもに関わる大人が安心して子育てできる社会づくりに取り組みます。

(居場所づくり)

第14条 市民と市は、子どもが学校と家庭以外

にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第15条 市は、子どもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知に努めます。

2 市民と市は、子どもが自ら情報を集め、選択し、判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第16条 市民と市は、子どもが自身に関することについて意見や考え方を表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。

(権利侵害への対応)

第17条 市民と市は、子どもへのいじめ、体罰、虐待等の権利侵害を見過ごしません。

2 市は、子どもへの権利侵害が起きたときに、子どもと大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及啓発)

第18条 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第19条 市は、子どもと大人が子どものことで不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。

2 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

(子どもの権利委員会の設置)

第20条 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、子どもの権利が保障されるよう、南砺市子どもの権利委員会(以下、「委員会」といいます。)を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議と検証を定期的に行います。

3 委員会の委員は、15人以内とします。

4 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等の子どもの権利に関わる分野において学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。

5 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織と運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員会の職務)

第21条 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、子どもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(答申や提言とその尊重)

第22条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他の執行機関に報告し、答申し、提言します。

2 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申や提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。

第6章 雜則以降省略

お問い合わせ

南砺市こども課

〒939-1692 富山県南砺市荒木1550
Tel.0763-23-2010 Fax.0763-52-6342
mail kodomoka@city.nanto.lg.jp